

全国どこにいても、いつでも(24時間)求める支援ができる体制を目指して



平成27年12月16日

# 1 全国被害者支援ネットワークと被害者支援センターの活動

## (1) 全国被害者支援ネットワークの活動

犯罪被害者等早期援助団体等の民間被害者支援センター活動をサポートする全国組織加盟団体は全都道府県の「被害者支援センター」48センター（北海道は2センター）

- ・全国犯罪被害者支援フォーラムの開催
- ・情報交換に関する事業（理事長会議・事務局長会議・支援活動責任者の会議等）
- ・全国研修会等教育・訓練に関する事業
- ・広報・啓発に関する事業（手記集「被害者の声」の発行等）

## (2) 被害者支援センターの活動

犯罪被害に遭われた方や遺族に対する、相談や多様な支援活動  
～きめ細やかな中長期的支援を担っている

- ・犯罪被害相談員等による電話相談や面接相談
- ・病院、警察、検察、裁判所などでの付き添い等

## 2 民間支援団体による犯罪被害者支援の必要性・役割

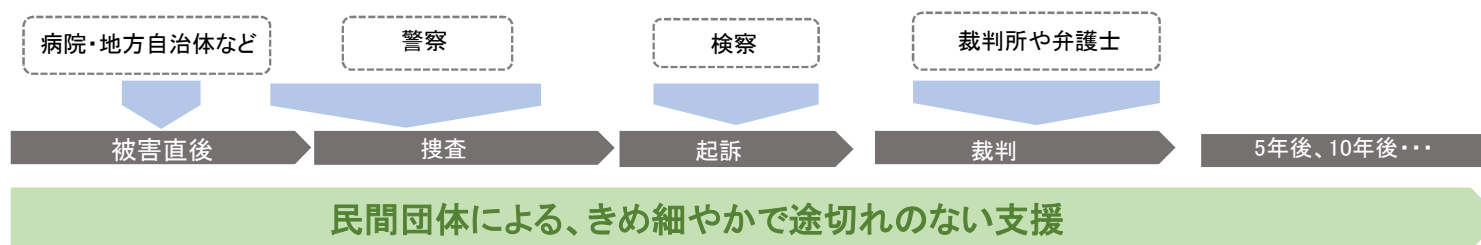
### (1) 犯罪被害者等の現状

犯罪被害者等は、被害直後から、悲しみ、悩み、怒り、自責の念に駆られ、様々な苦しみをかかえ、これまでと全く異なる人生を歩むことになる。そのため、被害者に寄り添う、きめ細やかで途切れのない支援を求められている。

### (2) 民間被害者支援団体の必要性と役割

#### 民間団体による、きめ細やかで途切れのない支援

被害者は事件発生から裁判が終わった後も長く様々な困難に直面し苦しみを抱えるため、長期にわたる、きめ細やかで途切れのない支援が必要となる。



#### ボランティアによる支援

全国の民間被害者支援団体で犯罪被害者支援に携っている者のほとんどがボランティア。ボランティアによる支援は犯罪被害者等にとって極めて貴重であり、何物にも替え難い価値がある。

「いくら法制度が整備されようとも、人の心を癒すのは、人の心の温かさである。」  
(ご両親を殺人事件で亡くされたご遺族の手記より)

### 3 支援活動の充実・強化

#### (1) 支援活動に求められる質

犯罪被害相談員には

- ・ 犯罪被害に関する専門的な知識の習得
- ・ 犯罪被害に関する相談の経験 おおむね3年以上(1日4時間、週3日程度)が求められる。

質の高い継続的な研鑽が必要

#### (2) 人材育成に関する現状と課題

相談員等の高齢化や離職者の増加、ボランティア支援員(相談員への入口)の定着率や実稼働率が低く、相談員等の数が横ばいで推移しており、危機的な状況にある。

- ・ 被害者の支援のためには、**実際に被害者に接する**相談員等の人材が必要不可欠
- ・ 犯罪被害相談員を育成し、支援活動の中核となる「**支援活動責任者**」の充実・強化を図る  
← 責務に見合った活動費が不可欠
- ・ **次世代**の相談員等を育成することが急務

## 4 預保納付金の助成事業の状況

### (1) 被害者支援センターの預保納付金助成事業

これまでの3年間にわたる預保納付金助成事業の効果－被害者支援センターの自立に寄与

- ・ファンドレイジング担当職員を置き、自立財源の確保に寄与
- ・各種広報によりセンターの認知度が上昇
- ・施設の整備が図られ、話しやすい環境、早期立ち直りに寄与
- ・新拠点の整備ができ、被害者相談体制が充実

これまでの預保納付金助成は、財政基盤の構築、広報、設備整備・研修などの支援が中心

### (2) 預保納付金助成の運用の在り方について

被害者にとって必要なのは、「**全国どこでも、いつでも求める支援が受けられること**」

**全国どこからでも、24時間365日いつでも、相談できる窓口があること**



**相談体制の整備と相談員等の人材確保・増員が不可欠**

- ・24時間365日 相談体制の仕組みが必要(全国统一番号の電話相談)
- ・人材確保のための財源を安定的に確保できる仕組みが必要－将来はセンターで財源を創出

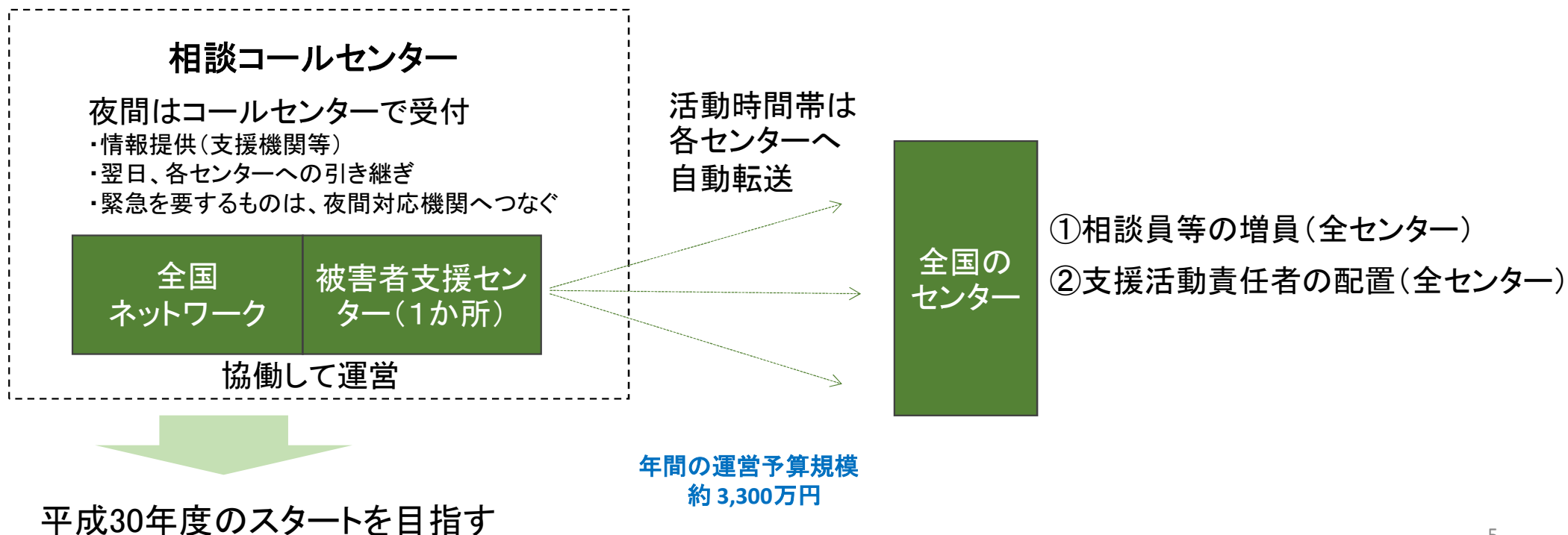
## 5 全国ネットワーク10年ビジョンと24時間365日体制の構想

被害者にとって必要な、全国どこからでも、24時間365日いつでも、相談できる窓口の設置

- ・夜間や休祝日対応が可能に
- ・全国統一の電話相談番号で、全国どこからでも、いつでも相談を受け付けられるように

平成28～29年度 準備期間(人材育成及び施設整備)

人材育成費 予算規模(開設前)  
約 3,250万円



# 添付資料

# 犯罪被害者等基本法、犯罪被害者等基本計画に示された指針(抜粋)

～「全国どこにいても、いつでも(24時間)求める支援ができる体制」を目指して～

## 犯罪被害者等基本法

(第三条三項)

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受け取ることができるよう、講ぜられるものとする。

## 第2次犯罪被害者等基本計画

(Ⅱ 基本方針 ③途切れることなく行われること)

…施策の実施者は、制度や担当機関等が替わっても連続性をもって当該犯罪被害者等に対する支援等が行われるよう、また、犯罪被害者等の誰もが、必要な時に必要な場所で適切な支援が受けられるよう、途切れることのない支援等を実施していかなければならない。

(Ⅲ 重点課題 ④支援等の体制整備への取組)

…犯罪被害者等の誰もが、望む場所で、必要なときにいつでも、情報の入手や相談ができ、専門知識と技能に裏付けられた支援が受けられる継ぎ目のない支援体制を民間の支援団体とともに構築していかなければならない。



# I 民間支援団体による犯罪被害者支援

---

- ▶ 犯罪被害者等の現状
- ▶ 民間被害者支援団体の役割
- ▶ 犯罪被害者支援の現状

犯罪被害者等は、被害直後から、悲しみ、悩み、怒り、自責の念に駆られ、様々な苦しみから逃れられなくなり、強制的にこれまでと全く異なる人生を歩んでいかなければなりません。

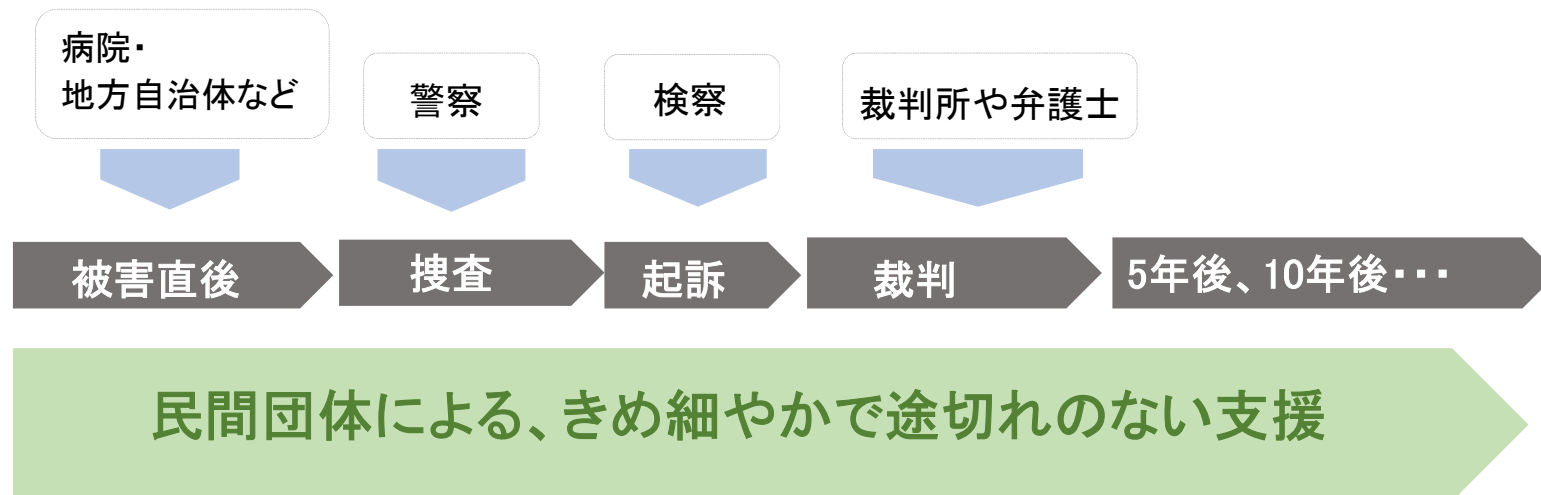
殺人、傷害(重度の後遺障害)や性犯罪の被害者等は、被害の軽減・回復に長期間・一生涯を要する

長期間にわたり警察、検察庁、裁判所、地方自治体、病院、弁護士、臨床心理士等多くの関係者と接しなければならない

我が国の被害者等を支援する環境は、平成16年12月の犯罪被害者等基本法の制定と犯罪被害者等基本計画に基づく国及び地方公共団体の被害者支援策によって着実な前進が図られていますが、支援体制の充実など課題も多くあります。

## I 民間支援団体による犯罪被害者支援 — 民間被害者支援団体の役割

全国の民間被害者支援団体で犯罪被害者支援に携っている者のほとんどは**ボランティア**であり、ボランティアによる支援は犯罪被害者等にとって極めて貴重であり、何物にも替え難い価値があります。



- ▶ 警察からの情報提供による被害直後からの支援（犯罪被害等早期援助団体）
- ▶ 各機関と連携しながら被害者の方を総合的に、そして継続的に支援

## ▶ 被害者支援センターの活動と被害者の声

### 1. 長期にわたって被害者を支援

犯罪に遭った後は、被害者は誰にも事件の話はしたくないし、口に出す事はもちろん、思い出すことすら避けます。事件に遭う前から、支援センターの存在や活動、多くの支援の在り方等々知っていたら、早く相談できる場ができ、心の病や、生活環境など多面で支えられ、一歩前進して歩み出すことができるのではないのでしょうか。

私は、センターに初めて電話したときに言われた「一人じゃないから、きっと良くなり治るから」という言葉がずっと私を支えてくれていたことに、ずっと後で気づきました。

私は、今まだほんの少し足を上げた程度です。ゆっくり少しずつ前へ歩いていきます。でも、くじけそうになった時は、支援センターに電話をしますので、よろしく願います。

### 2. 多様な支援活動

- ・同じ法廷内に加害者がいると思うだけで恐いので、付添がなければとても証言はできなかった。
- ・裁判(被害者参加)の間、幼い子どもの面倒を見てくれる人がいて、裁判に集中することができた。
- ・法律相談時、心丈夫だった。聞き足りないことなど補足が助かった。
- ・遠隔地に住み、度々裁判に行けないときに、電話による傍聴の報告があつてよかった。
- ・被害者の気持ちで代理傍聴してくれることがありがたかった。
- ・裁判の前は緊張し、終わった後はクールダウンしないと帰宅できないので、聞いてくれる人がいてホッとした。
- ・遠方から裁判傍聴に出向き慣れない土地なので寄添う人がいて心細くならずに済んだ。
- ・何度でも話を聴いてくれる、誰にも言えない気持ちを聞いてくれることが良かった。

### 3. 他機関と連携し、総合的・継続的に、被害者を支援

長期にわたり病院への付添、検察庁への付添、裁判関係、検察庁への代弁等、親身になって話をきいてくださり、また色々な支援をしてくださって、本当に救われました。被害者支援センターの人と関わることがなければPTSDの症状はひどくなっていたらうし一人では乗り越えられず、今の自分はなかったです。

犯人はこれから刑務所からでてきます。これからも精神的に不安な日々はつづきますが、センターの人が一緒に歩いてくださるので、心の支えになっていただきありがとうございます。

### 4. 被害者のお気持ちに寄り添った支援

以前、支援センターで加害者から謝罪があった、それだけがせめてもの救いです。あの時間がなければ、もっともっと社会に対する不信感や腹立たしさが残ったと思います。あのような時間をつくってくださり、本当にありがとうございました。

その時の、センターの方の言葉を絶対に一生忘れません。「被害者は、今までもつらかったけど、今も、これからも、ずっとつらいんです。」と言って下さいました。私たちのことを本当に分かってくれる方もいるんだと心がホッとして嬉しかったです。思い出すと今でも涙が出てきます。

娘に会っていただいた時も、娘が上手く話せず言葉がでない時も、話せるまで待つてくれてお話していただけました。検事さんのところへ行った時も夜遅くまで付き添っていただけました。

私たちに不安があると話を聴いていただき、力になって下さいました。それが、どれだけ心強かったか。裁判で私が発言したとき、なかなか声がでなかった私の背中をおして下さいました。センターの支援員さんが一緒になければ、最後まで話せなかったかもしれません。

## I 民間支援団体による犯罪被害者支援 一 犯罪被害者支援の現状

犯罪被害は漸減傾向



犯罪被害支援件数は増加傾向  
(特に性犯罪被害者への支援は急増)

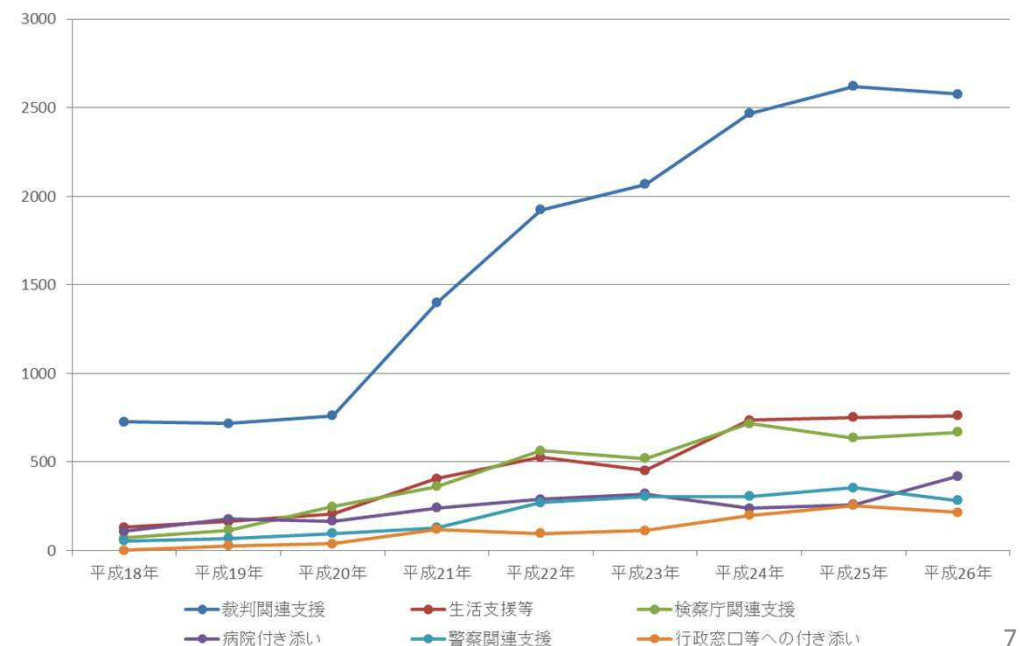
民間被害者支援団体による活動が徐々に定着しつつある  
潜在的な被害者支援ニーズが掘り起こされている

(※ 全国被害者支援ネットワーク調べ)

相談件数の推移 (単位: 件数)



裁判所への付き添い等直接的支援件数の推移 (単位: 件数)



## ▶ 全国の被害者支援センターの支援活動状況

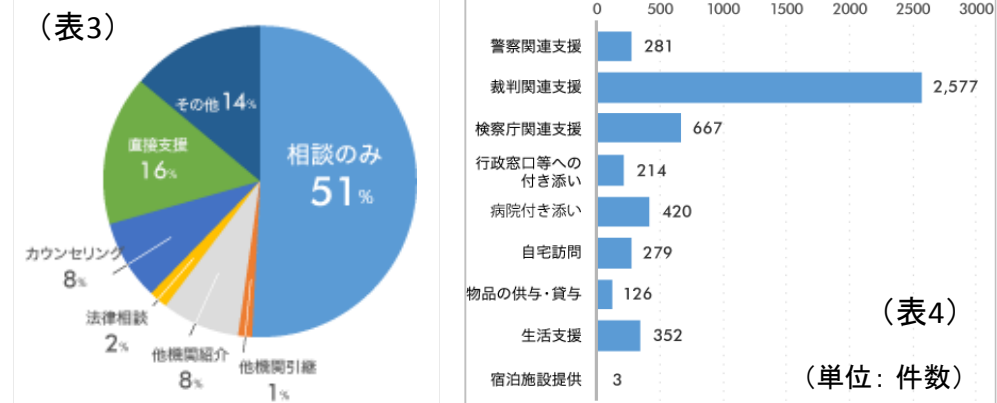
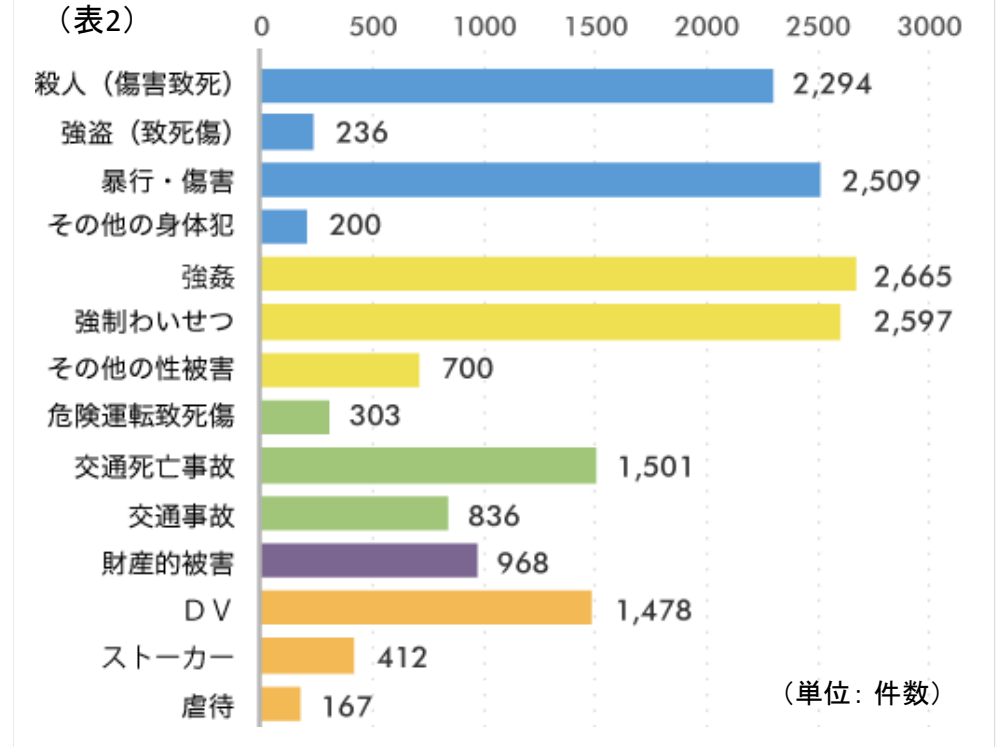
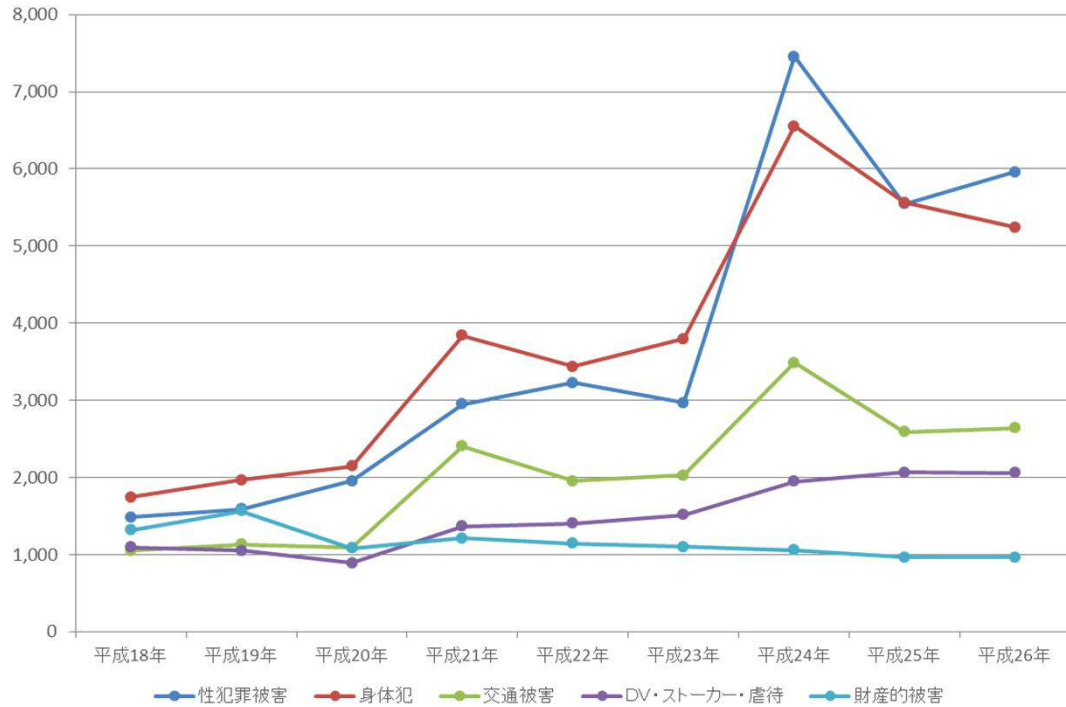
(表1) 加盟48団体に寄せられた相談のうち、犯罪被害に関する相談の平成18～26年まで9年間の推移

(表2) 平成26年に加盟48団体が取り扱った犯罪被害に関する相談(計16,866件)の被害罪種別件数

(表3) 平成26年に加盟48団体が取り扱った相談に対する、対応結果の内訳

(表4) 平成26年に加盟48団体が取り扱った被害者等への直接的支援(4,919件)の内訳

(表1) **犯罪被害に関する相談の推移 (平成18年～平成26年)** (単位: 件数)



(※ 全国被害者支援ネットワーク調べ)

▶ **時間外・夜間対応または休日対応している被害者支援センター** (性犯罪被害者支援ワンストップセンターでの運営も含む)

**時間外・夜間の相談対応の状況**

制度を設け、対応している	7	特定の曜日に時間外対応するなど
対応していない	41	

青森	性暴力被害相談専用ダイヤル	週2日	21:00まで
宮城	性暴力被害相談専用ダイヤル	週5日	20:00まで
福島	性暴力被害相談専用ダイヤル	週3日	20:00まで
東京	総合	週2日	19:00まで
滋賀	性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(SATOCO)に直接支援要請があった場合に対応	毎日	24時間
岐阜	性暴力被害相談専用ダイヤル	毎日	24時間
福岡	性暴力被害相談専用ダイヤル	毎日	24時間
熊本	性暴力被害相談専用ダイヤル	毎日 (年末年始を除く)	24時間

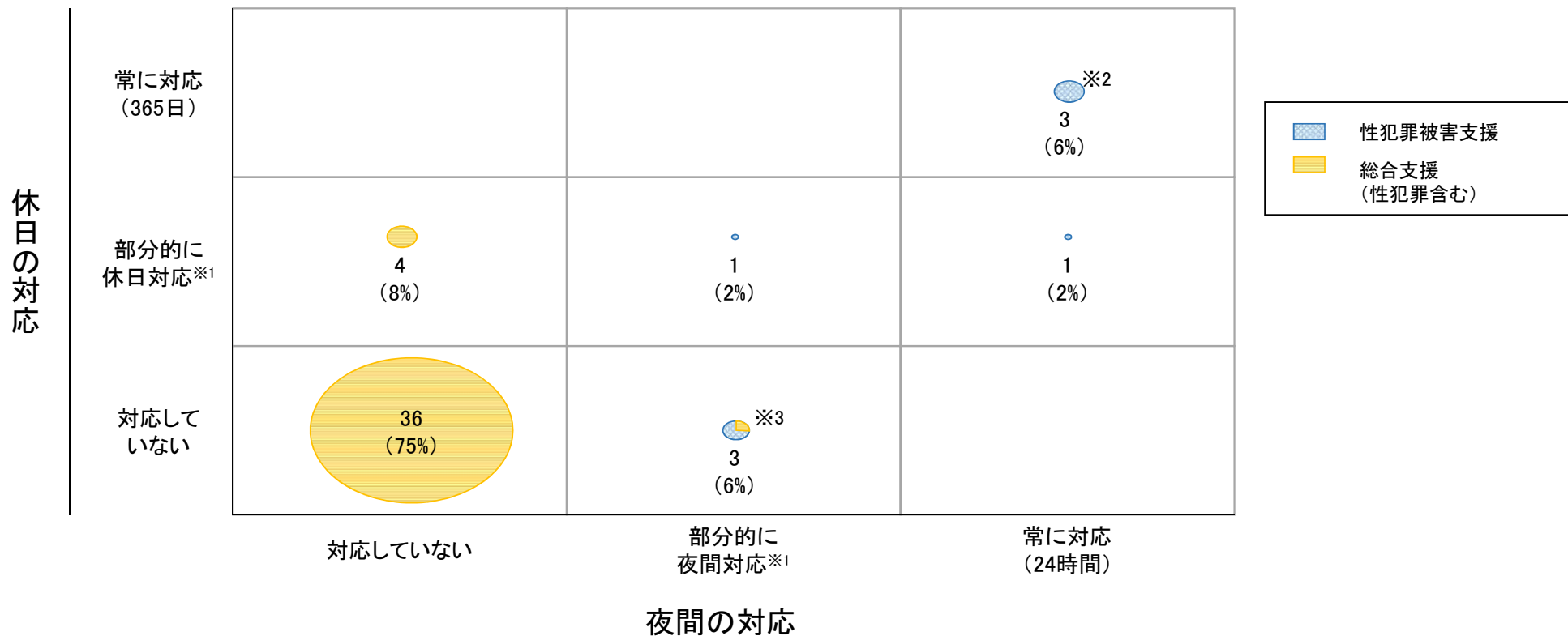
**休日を含む週6日以上開局しているセンター**

神奈川	月～土曜 9:00～17:00	宮城(注)	月～金曜 10:00～20:00 土曜 10:00～16:00
福井	月～土曜 10:00～16:00 (土曜日は、転送電話による相談のみ)	岐阜(注)	24時間365日 (平成27年10月15日～)
和歌山	月～金曜 10:00～16:00 土曜 13:00～17:00	福岡(注)	24時間365日 (平成27年12月1日～)
岡山	月～土曜 10:00～16:00	熊本(注)	年末年始を除く24時間 (平成27年6月1日～)

(注) 性犯罪被害者支援ワンストップセンターの運営時間



▶ 時間外・夜間、休日支援の現在の実施状況



- 75%のセンターが夜間、休日に対応しておらず、24時間365日対応しているセンターは6%に留まる
- 一部対応も含め、夜間、休日に対応しているセンターはほとんどが性犯罪被害に特化している

※1 部分的に夜間対応とは、週に数回19時～21時まで実施していること、部分的に休日対応とは、土曜のみ実施、年末年始を除く、などの制限付きの対応を指す  
 ※2 県、県警、医師会、センターが連携して設置している滋賀性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(SATOCO、滋賀県)を含む

## Ⅱ 全国ネットワークと被害者支援センターの活動

---

- ▶ 全国ネットワークと被害者支援センターの役割分担
- ▶ 全国ネットワークの活動
- ▶ 被害者支援センターの活動

II 全国ネットワークと被害者支援センターの活動 一 全国ネットワークと被害者支援センターの役割分担

被害者支援センター

犯罪被害に遭われた方に、相談や多様な支援活動を行っています。

電話相談・面接相談  
 病院・警察・裁判所などでの付き添い  
 日常生活の支援  
 カウンセリングの提供  
 公的手続きの補助  
 自助グループ支援 など



全国被害者支援ネットワーク

ネットワークの傘下にある被害者支援センター(48団体)

犯罪被害者等早期援助団体 (公安委員会指定)	47団体
未指定団体	1団体

被害者等の支援活動を行う団体及び関係機関との連携・相互協力を通じて、被害者支援センターの活動を支援しています。

全国犯罪被害者支援フォーラムの開催など  
 情報交換に関する事業  
 全国研修会など教育・訓練に関する事業  
 広報・啓発に関する事業  
 犯罪被害者支援に関する調査・研究事業

II 全国ネットワークと被害者支援センターの活動 — 全国ネットワークの活動



各被害者支援センターが、養成講座を中心とした初級、中級の人材育成を担うのに対し、



全国ネットワークは全国で均質な被害者支援が実現するよう中級、上級、支援活動責任者の人材育成を担う。  
 また、人材育成体系を取りまとめ、人材育成の基本的考え方、人材育成プログラムとそのカリキュラムを提示する。

認定NNVSコーディネーター	広域/緊急支援チーム	研修	
資格認定審査			
支援活動責任者 (コーディネーター)	支援活動責任者 (コーディネーター)	コーディネーター研修 (前期・後期)年各1回	
相談員	上級	質の向上研修(課題研修) 3会場×年1回	全国研修会
支援員	中級	質の向上研修 6ブロック×年各2回	
ボランティア	初級	各支援センターでの ボランティア養成講座	
人材	レベル	研修カリキュラム	

※NNVSとは…「全国被害者支援ネットワーク」の略称



全国ネットワークと被害者支援センターの事業活動における役割分担

項目	全国ネットワーク	被害者支援センター
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材の確保への支援</li> <li>・人材育成(中級、上級、支援活動責任者)</li> <li>・人材育成に関する助言、指導</li> <li>・人材育成 講師派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材の確保</li> <li>・人材育成(養成講座、初級、中級)</li> <li>・相談員等の継続研修</li> </ul>
支援活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援活動会議(支援活動責任者)</li> <li>・広域・緊急支援チーム活動</li> <li>・支援活動功労者表彰等 表彰制度の運用</li> <li>・相談員等の取り扱いへの支援</li> <li>・犯罪被害者支援金の支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援活動 立案、実施、反省</li> <li>・自助グループ支援</li> <li>・関係機関との連携</li> <li>・法律相談等</li> </ul>
組織運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政基盤構築への助言、指導</li> <li>・全国理事長会議(平成28年度より)の開催</li> <li>・事務局長会議・研修の開催</li> <li>・理事長、専務理事、理事のセンター訪問</li> <li>・制度政策提言活動</li> <li>・加盟団体向けメールマガジンの発行(情報共有)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政基盤の構築</li> <li>・支援活動体制の構築</li> <li>・事務局体制の構築</li> </ul>
広報啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的な広報啓発活動(平成28年度より)</li> <li>・全国犯罪被害者支援フォーラムの開催</li> <li>・アニュアルレポート、機関誌の発行</li> <li>・手記集「被害者の声」発行</li> <li>・「犯罪被害者支援を学ぶ・考える講座」の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民のつどい、フォーラムの開催</li> <li>・街頭啓発活動</li> <li>・各都道府県内での交通広告、ラッピングバス、電光掲示板、ポスター等の掲出</li> <li>・市民向け講演会の開催</li> </ul>

## Ⅲ 被害者支援センターの人材状況

---

- ▶ 被害者支援センターの人材状況
- ▶ 人材育成に関する現状課題
- ▶ 被害者支援センターの財政状況

### Ⅲ 被害者支援センターの人材状況 — 被害者支援センターの人材状況

犯罪被害相談員(注)には、「犯罪被害に関する専門的な知識の習得と犯罪被害者に関する相談の実務経験」が求められている

#### 1. 犯罪被害に関する専門的な知識の修練

- ① 被害者の理解      ②被害者への支援      ③犯罪被害関連法律、制度
- ④ 直接的な支援      ⑤面接相談技術      ⑥カウンセリング
- ⑦ 関係機関との連携 ⑧支援員の自己理解 ⑨自助グループの運営      ⑩守秘義務の履行

#### 2. 犯罪被害に関する相談の経験

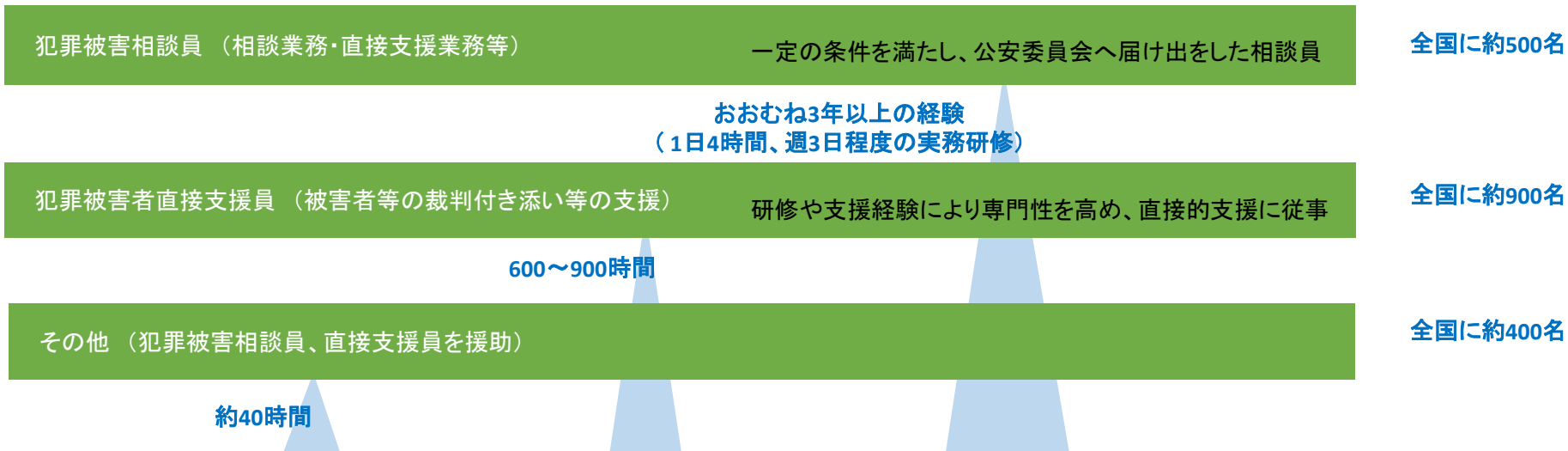
犯罪被害等に関する相談に応ずる業務に、おおむね3年以上の経験(1日4時間、週3日程度)

(注)被害者の理解及び支援に関する知識、支援に関する法律・制度を習得し、直接的支援及び相談業務を体験し、被害者の相談業務に対応できる相談員。

おおむね3年以上(1日4時間、週3日程度)の経験という条件を満たし、公安委員会へ届け出をした相談員をいう。

#### 認定基準

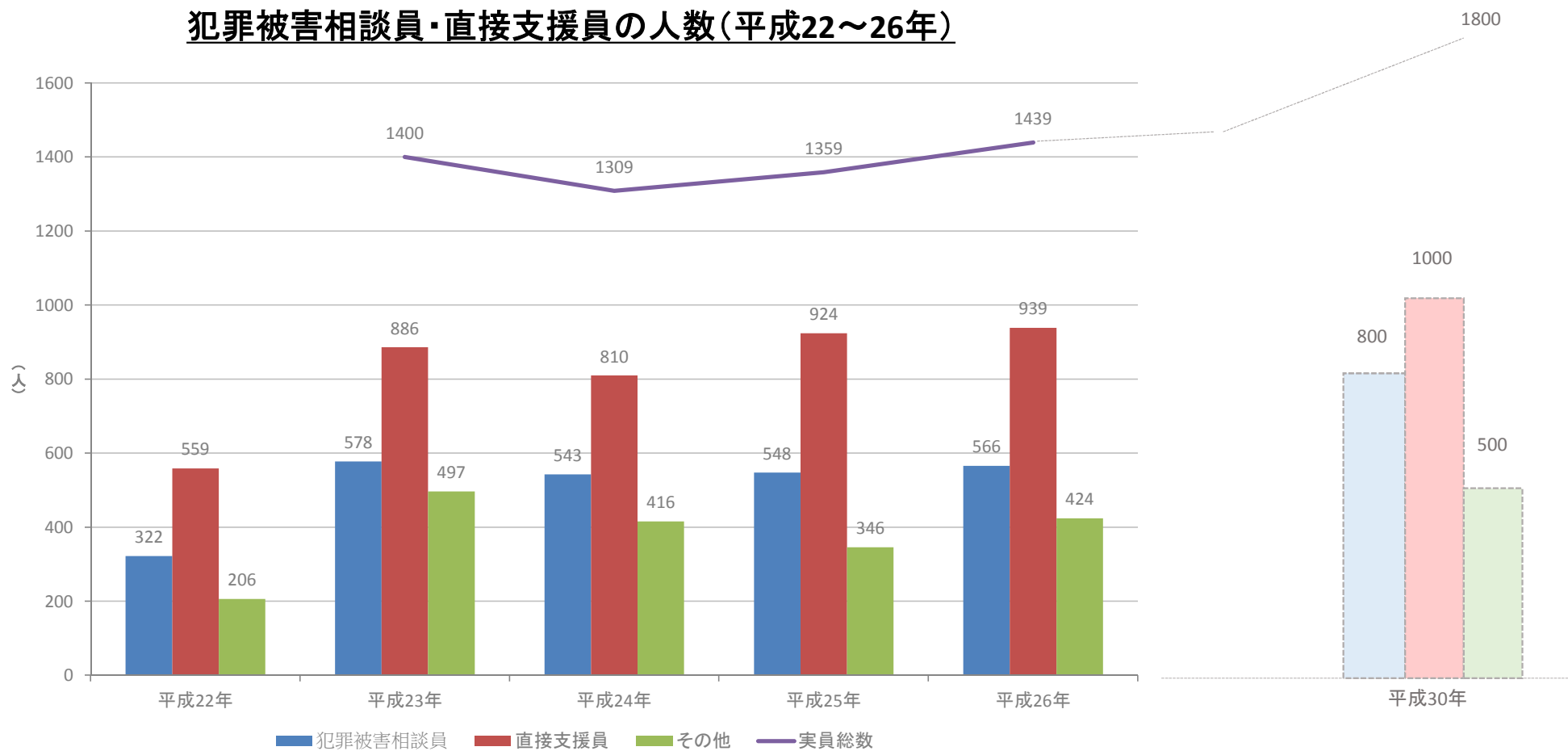
質の高い継続的な研鑽が必要



※ 「犯罪被害相談員」、「直接支援員」、「その他」は、同一人物を重複カウントしている場合を含む。



## 犯罪被害相談員・直接支援員の人数(平成22～26年)

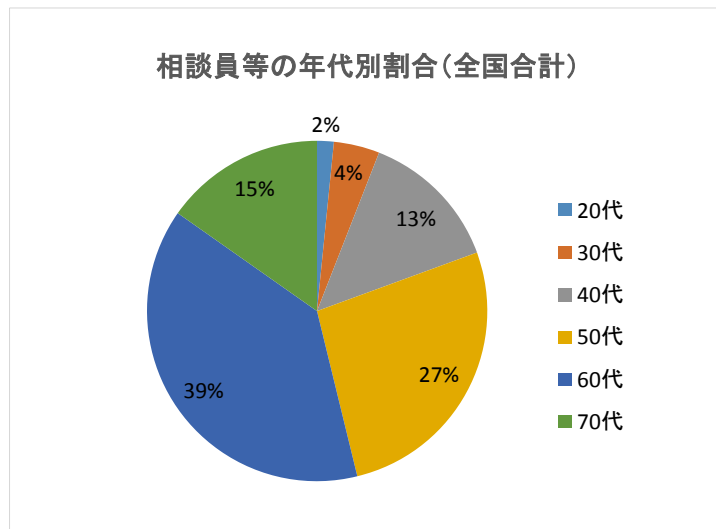


※1「その他」は、相談員、直接支援員を援助するボランティア職員等

※2「犯罪被害相談員」、「直接支援員」、「その他」は、同一人物を重複カウントしている場合を含む。  
「実員総数」は、重複カウントを含まない。

(※ 全国被害者支援ネットワーク調べ)

## ▶ 被害者支援センターの相談員等の実状



### ▶ 相談員等の高齢化

60～70代が50%以上を占めており、この世代がリタイアすると、支援員数の激減が予測される。

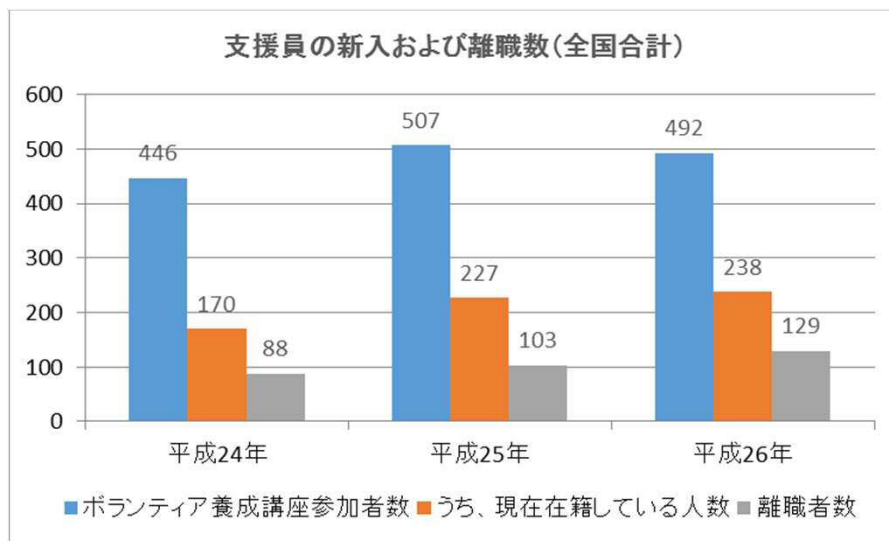
### ▶ ボランティア支援員の新規加入状況

入口となる「ボランティア養成講座」参加者のうち、定着するのは半数にも満たない。

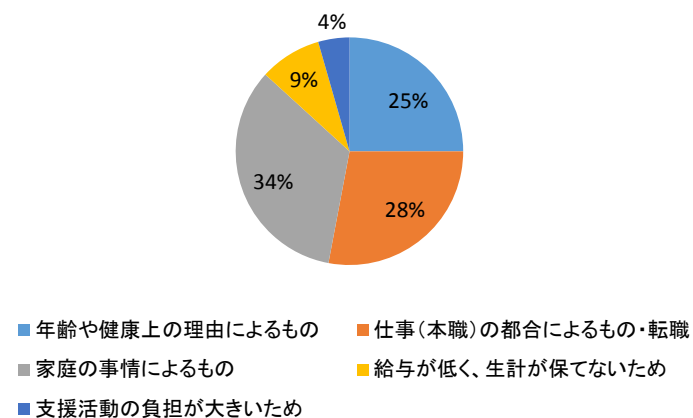
その後、支援員として活動するためには、研修と経験を積む必要があり、すぐに実働員とはならないため、相談員等の人数は横ばいが続いている。

### ▶ 相談員等の離職数

微増している。支援員の高齢化や待遇の問題で本職として従事できないこと等が原因として考えられる。



### 離職理由として多いもの



## ▶ 被害者支援センターの平均的な人材配置

総括責任者  
専務理事(センター長)など

事務局

支援体制

事務局長

支援活動責任者

事務員

事務員

事務員

(平均3人)

支援活動のコーディネーター

犯罪被害相談員

犯罪被害相談員

犯罪被害相談員

犯罪被害相談員

直接支援員

直接支援員

直接支援員

直接支援員

直接支援員

ボランティア支援員

ボランティア支援員

ボランティア支援員

ボランティア支援員

### センターでの具体的役割

- ① 支援計画の立案
- ② 犯罪被害者に最適の相談員等の選択
- ③ 相談員等に対して指導・助言
- ④ 支援活動のフォローアップ
- ⑤ 関係機関との連携

- ・独立のポストとして正式に置いている**48%**
- ・管理部門の責任者が兼任 **21%**
- ・実質的に支援のコーディネーターを行う相談員等がいる **31%**

(参照)  
犯罪被害者等基本計画  
「支援のための連携に関する  
検討会取りまとめ」

「犯罪被害者等のニーズは多種多様な分野に及んでおり、必要な支援についての相談・情報提供・適切な機関・団体への「橋渡し」等、支援全般をマネジメントするコーディネーター(注)の役割は、犯罪被害者等が支援を途切れることなく受け取ることができるようになるために重要である。そのため、民間の支援団体へのコーディネーターの配置に向けた基盤を整備する必要がある。…」

### 相談員等の

#### ● 平均的な手当

時給 … 800円

支援1回 … 1,400円

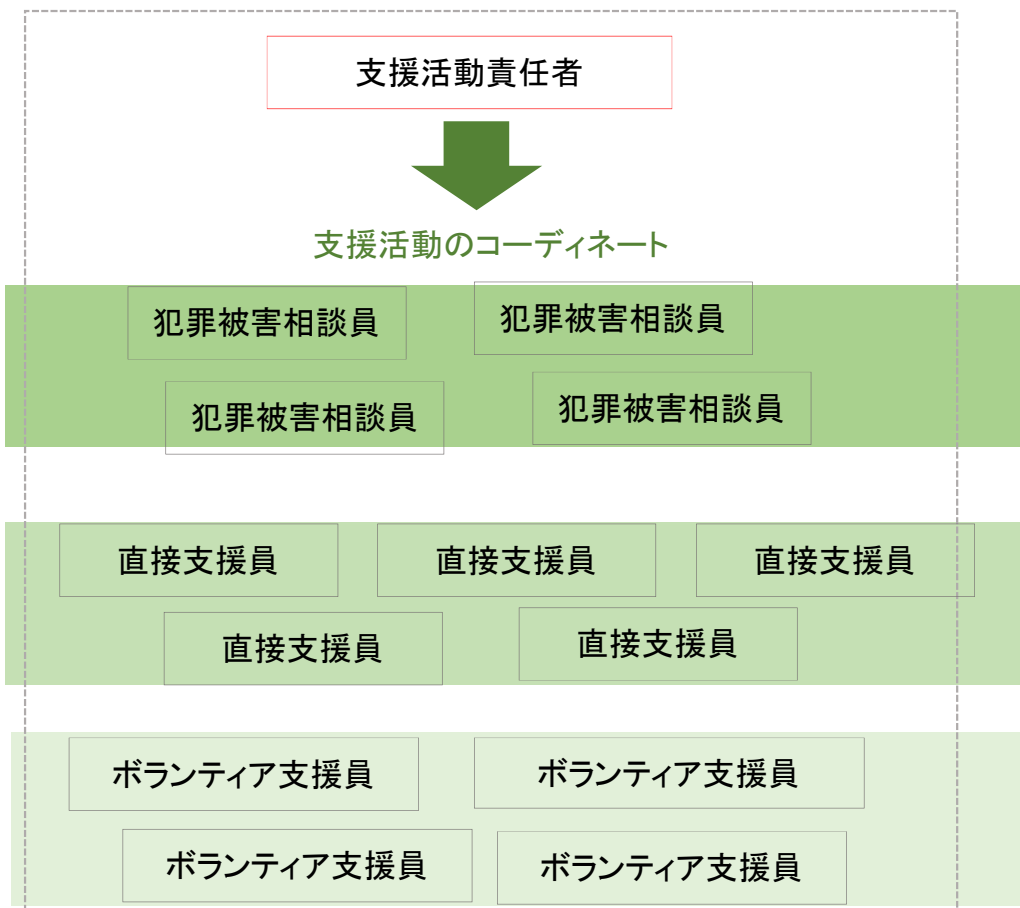
1日 … 4,000円

#### ● 一部の相談員等が無給 15センター

#### ● 1センターにおける実働数 平均25人 (シフト勤務含む)

### Ⅲ 被害者支援センターの人材状況 一 人材育成に関する現状課題

管理部門とは切り離れた独立のポストとして  
支援体制の整備に専念



- ・ベテランの相談員の高齢化
- ・犯罪被害相談員数の伸び悩み
- ・定職化が難しく、せっかく育った相談員が離職しやすい
- ・定職化が難しく、本職の都合により常勤勤務しづらい

次世代の支援活動責任者を育成する必要性

生活・雇用環境の安定、活動費（人件費を含む）の充実

着実に育てていく必要性

責務に見合った活動費

定着しにくく、  
良い人材が残りにくい

最低限の活動費（人件費を含む）を定着させる必要性

新規加入人員が少ない

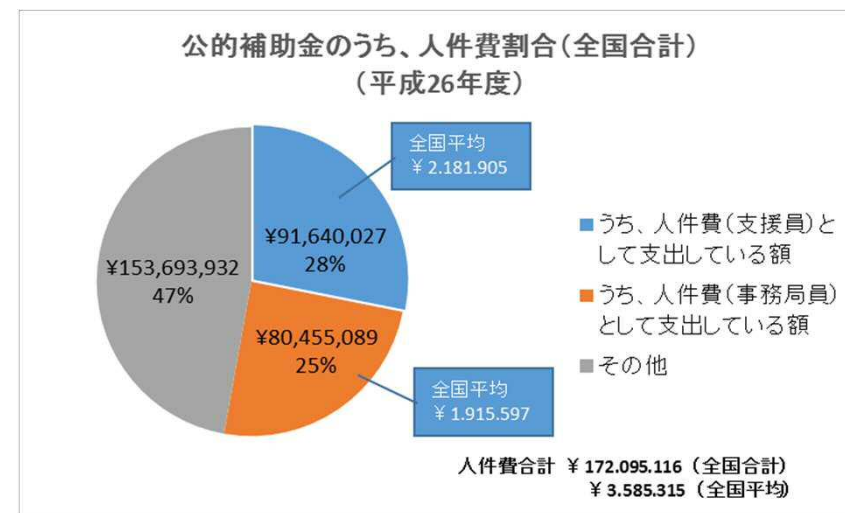
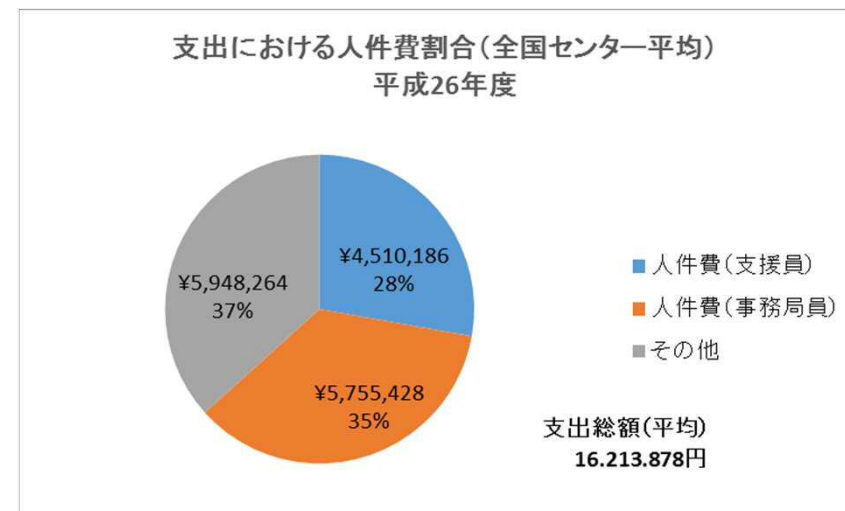
入口となる養成講座を手厚くし、新規加入人員を増加させる必要性

(※ 全国被害者支援ネットワーク調べ)

### Ⅲ 被害者支援センターの人材状況 一 被害者支援センターの財政状況

#### 全国被害者支援ネットワーク加盟団体の財政状況<全国平均> (平成21~25年度決算)

		(単位:円)				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
		(2009年度)	(2010年度)	(2011年度)	(2012年度)	(2013年度)
<b>当期収入</b>						
会費	正会員計	592,256	578,195	600,271	643,237	630,229
	賛助会員計	4,962,076	4,934,718	4,873,541	4,742,078	4,903,615
寄付金等		2,941,413	2,830,140	2,965,941	3,492,404	4,401,371
市区町村助成金		1,297,608	1,216,532	1,159,319	1,227,785	1,299,118
会費・寄付金・市区町村助成金小計		9,793,353	9,559,585	9,599,071	10,105,503	11,234,333
補助金等	業務委託料	1,646,545	2,479,163	3,833,696	3,172,408	3,079,168
	知事部局独自	1,638,270	1,630,866	1,724,692	1,454,376	1,262,282
	補助金等小計	3,284,814	4,110,029	5,558,387	4,626,784	4,341,451
助成金等	日本財団	2,304,296	1,714,167	1,276,646	774,288	3,355,289
	その他計	1,029,758	828,748	798,071	828,181	480,221
助成金等小計		3,334,053	2,542,914	2,074,717	1,602,469	3,835,510
その他			1,150,967	2,055,562	2,631,596	2,827,052
当期収入合計 (A)		16,412,221	17,363,495	19,287,738	18,966,352	22,238,346
<b>当期支出</b>						
事業費	人件費計	5,725,354	6,224,931	6,239,430	6,692,875	7,445,750
	旅費交通費計	1,022,764	1,083,560	1,119,447	1,064,798	1,251,231
	賃借料	790,945	707,130	809,117	917,658	819,051
	その他計	4,922,684	4,322,236	5,182,318	4,490,523	6,480,014
	事業費小計	12,461,747	12,337,858	13,350,312	13,165,853	15,996,047
管理費	人件費計	2,671,122	2,466,340	2,533,066	2,163,002	2,532,001
	旅費交通費計	108,409	114,310	98,589	101,248	129,056
	賃借料	310,733	360,560	360,937	317,284	332,395
	その他計	1,501,951	1,353,225	1,508,157	1,203,618	1,506,489
管理費小計		4,592,216	4,294,435	4,500,750	3,785,152	4,499,943
その他		347,951	1,216,651	1,394,270	466,259	
当期支出合計 (B)		17,053,962	16,980,243	19,067,712	18,345,275	20,962,248
当期収支差額 (A-B)		-641,742	383,253	220,026	621,077	1,276,098
当期収入合計 前年度比増減			951,275	1,924,243	-321,386	3,271,994



## IV 預保納付金助成事業の状況

---

- ▶ 被害者支援センターの預保納付金助成事業
- ▶ 預保納付金助成の運用のあり方について

## IV 預保納付金助成事業の状況 一 被害者支援センターの預保納付金助成事業

※①～⑤の事業の区分けは全国ネットワークの分類・集計による

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
助成申請センター数	38	43	46
①自立をめざすために財政基盤を支える仕組みをつくる事業	30.5	30.5	24
②支援の業務拡充のために資機材を整備する事業	7	2 車両整備11	14.5 車両整備9
③支援の充実を図るもので自立を目指す事業 (広報活動を含める)	9	7	20
④東日本大震災により縮小した財政を再建する事業	2.5	1.5	3
⑤事業充実のための先駆的な取り組みに対して必要なもので自立を目指す事業	4	6	5.5

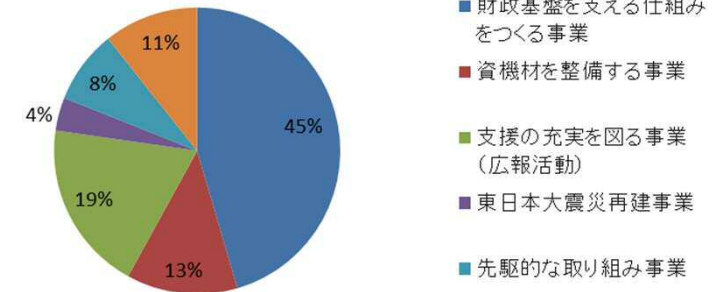


平成28年度から新たに、

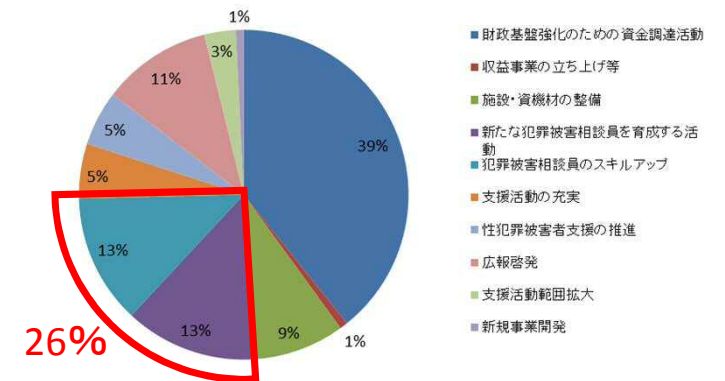
- ① 支援活動の拡充に向けた新たな**犯罪被害相談員**を育成する活動
- ② **犯罪被害相談員**のスキルアップを目的とした取り組み

の対象事業が加わり、センターからの上記事業の申請は、全体の**26%**を占める。  
「人材育成」費助成に対するニーズは高い。

加盟団体が実施した預保納付金助成事業の内容  
(平成25～27年度)



平成28年度申請内容の内訳



#### IV 預保納付金助成事業の状況 一 預保納付金助成の運用のあり方について

##### ▶ 預保納付金助成事業の実施による効果

<p><b>自立財源の確保</b></p>	<p>ファンドレイザーの雇用・活動により、未納会員の解消や新規会員の開拓、寄付金、募金箱や寄付型自販機の設置、ホンデリングやワンクリック募金の協力企業の拡大が成果をあげ、安定した財源となっている。</p>
<p><b>広報効果</b></p>	<p>広報活動の充実により、知名度や信頼度が向上し、電話相談件数の増加や付添い支援など支援活動が増加。          広告やCM、広報ステッカーなどについて、「ステッカーを見て電話した」などの反響が聞かれ、好評である。センターの認知度が上昇した。</p>
<p><b>性暴力相談専用電話やワンストップセンターの開設、準備</b></p>	<p>性暴力相談専用電話の開設を実現でき、現在は、ワンストップセンターの設立に向けて、関係機関と協議中である。          預保納付金助成によるワンストップ事業運営の実績により、県行政へ事業の重要性と推進の必要性が理解され、その後の事業委託につながった。</p>
<p><b>施設整備</b></p>	<p>面接室を改修したことにより、多くの面接相談を効率的に受け入れられるようになり、特に心理面接に効果を発揮している。また子ども用面接室の新設により、子どもに特化した心理面接を行えるようになり、心的回復に貢献している。          電話相談室、面接相談室に防音(遮音)設備をそなえたことにより、被害者等が気持ちを話しやすい環境になり、早期の立ち直りに寄与している。</p>
<p><b>新拠点の新設</b></p>	<p>新拠点の設備をそなえ、支援員を増員するなどの体制強化を図ることができた。          預保納付金の支援がなければ活動費の支給も困難となり、相談体制の縮小に繋がりがねない。</p>
<p><b>車両整備</b></p>	<p>広大な県土を擁するセンターでは、遠方の地区にアウトリーチをかけることができ、支援に効果を挙げているだけでなく、センターの知名度も上がりつつある。          用途は移動相談車両、直接支援時の待機スペース、緊急用シェルター、広報用と多岐にわたる。</p>

これまでの預保納付金助成によって、財政基盤の構築や支援センターの広報、設備整備などの課題について、成果が出ている。



## ▶ 預保納付金助成の運用のあり方についての意見(加盟団体)

※ 複数回答のため、センター数は重複する。

### 支援活動を行う相談員等の活動費(人件費を含む)に配慮した助成をお願いしたい、という意見

25センター

- ◆ 支援員・相談員の活動費を助成対象として頂きたい。
- ◆ 現在行われている資金調達のための活動費用の助成は大変必要だが、支援活動の基本は人材の確保と支援活動を行う相談員の活動費が重要であるので、その点に重点をおいた助成が必要。
- ◆ 事業推進のためには、核となる人が必要であり、活動費が必要です。被害者支援はマンパワーに頼ることが大きく、支援員の増員、質の向上等人材の確保と育成が不可欠である。このための資金がないと支援活動が立ち行かない。
- ◆ 支援業務に当たる相談員等は、奉仕精神旺盛なボランティアで活動をしている(一般企業のパートの時間給よりも低い状況)が、支援活動は、広範な知識、技術等の専門性が不可欠であり、その習得は簡単なものではない。優秀な人材確保のためにも、活動従事内容にみあった最低限の活動費の手当てが必要。

### 人材育成に預保納付金を投入してほしい、という意見

5センター

- ◆ 犯罪被害者支援活動に際し必要不可欠な犯罪被害相談員が不足しているが、育成のための資金が不足しており、新たな犯罪被害相談員の育成や確保が難しい状況となっている。支援活動を充実させ、更なる継続した支援を行うために、相談員の活動費を対象とした助成が必要である。
- ◆ 支援活動責任者やそれを補助する次世代の人材育成に預保納付金を投入してもらいたい。規模の小さな県では支援事例も少なく、各県に養成を担当させても指導者もいないため、全国的な取り組みが必要である。

### 個別事業助成や用途の限定、単年度申請などの仕組みを変えてほしい、という意見

12センター

### 財政基盤の構築(ファンドレイズ担当職員の人件費を含む)や設備整備にも引き続き助成が必要、という意見

9センター

犯罪被害者等早期援助団体として、「物的設備」と「人的資源」に関する基準をクリアしこれを維持していく必要がある。

今後も引き続き支援活動の充実・強化を図るため、民間被害者支援団体の活動の3本柱である「支援・人材育成・広報啓発」に積極的に取り組むとともに、支援の質の向上を図るための人材資源の確保・育成に重点的に預保納付金を投入していただきたい。

# V 全国ネットワーク10年ビジョン

～「いつでも」応えられる「24時間365日体制」へ～

---

- ▶ 全国ネットワーク10年ビジョンの基本的考え方
- ▶ 24時間365日支援体制の構想
- ▶ 「求める支援が受けられ、被害者の声に応えられる活動」のために

V 全国ネットワーク10年ビジョン — ネットワーク10年ビジョンの基本的考え方

項目	内容
基本理念	被害者への深い思いと被害者支援への強い思い
ビジョン	全国のどこにいても、いつでも求める支援が受けられ、被害者の声に応えられる活動
基本的考え方	<p>1. 「全国のどこにいても、いつでも」活動の道筋の明示 —24時間365日支援体制の構築—</p> <p>2. 「求める支援が受けられ、被害者の声に応えられる」活動の道筋の明示 具体的には、次のとおり。 ① 相談員等の拡充(相談員等の増員。全センターに支援活動責任者の配置) ② 相談員等の活動費の充実(NNVS認定コーディネーター、支援活動責任者、相談員等)</p> <p>3. 財政基盤 基本的にはセンターが自力で構築していく。但し、当面振り込め詐欺預保納付金による助成を受け、これを計画的に自力で創出する。</p>

## 平成28～29年度 準備期間

24時間365日体制構築PTスタート

開設準備

- ・施設確保・設置システム整備等
- ・相談員の育成配置

(NNVS認定コーディネーターによる人材育成をし、スタートをめざす)

### 人材育成費 予算規模 (開設前)

養成研修	約 350万円
実務研修	約2,900万円
計	約 3,250万円

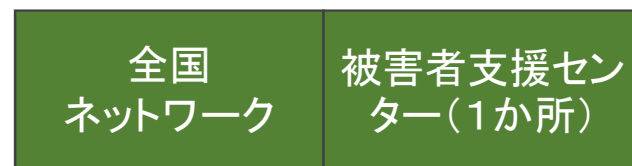
### 年間の運営予算規模

設備費	約 220万円
人件費	約3,000万円
人材育成費	約 80万円
計	約 3,300万円

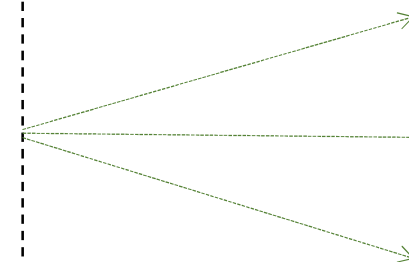
### 相談コールセンター

夜間はコールセンターで受付

- ・情報提供(支援機関等)
- ・翌日、各センターへの引き継ぎ
- ・緊急を要するものは、夜間対応機関へつなぐ



協働して運営



活動時間帯は  
各センターへ  
自動転送

平成30年度のスタートを目指す

## 1. 相談員等の拡充

### ①相談員等の増員(全センター)

- ・人材確保
- ・休止中の相談員等の掘り起こし

### ②支援活動責任者の配置(全センター)

- ・支援活動会議の開催
- ・NNVS認定コーディネーターの増員

## 2. 相談員等の取り扱いの充実

### ①支援活動責任者の常勤化と活動費の充実(全センター)

〈初年度予算規模 約1.2億円〉

### ②相談員等の活動費の充実(一部のセンター)

〈初年度予算規模 約1.2億円〉

## ▶ 支援活動責任者の役割

- 1、支援計画の立案
- 2、犯罪被害者に最適の相談員の選択
- 3、相談員等に対して指導・助言
- 4、支援活動のフォローアップ
- 5、関係機関との連携

(参照)

「犯罪被害者等のニーズは、多種多様な分野に及んでおり、必要な支援についての相談・情報提供・適切な機関・団体への「橋渡し」等、支援全般をマネジメントするコーディネーターの役割は、犯罪被害者等が支援を途切れることなく受けることができるようになるために重要である。そのため民間団体へのコーディネーターの配置に向けた基盤を整備する必要がある。…」

(犯罪被害者等基本計画「支援のための連携に関する検討会とりまとめ」)

(注)全国ネットワークでいう「支援活動責任者」は、この「コーディネーター」を指す。